

甲州市省エネエアコン普及促進事業 よくあるご質問(Q&A)

目次

1.「省エネエアコン」に関すること

2.申請条件に関すること

3.補助対象経費に関すること

4.提出書類に関すること

1.「省エネエアコン」に関すること

No.	質問	回答
1	補助の対象となる「省エネエアコン」とは。	統一省エネラベルの多段階評価2.0以上、または省エネ基準達成率100%以上(目標年度 2027年度)の一般家庭用のエアコンです。 ※補助金交付要綱もご確認ください。
2	補助対象となるエアコンの省エネ基準達成率はどこで確認できるか。	販売店舗で確認するか、省エネ型製品情報サイト(https://seihinjyoho.go.jp)でご確認いただけます。
3	リユース品(中古品)は補助の対象となるか。	対象になりません。 補助の対象は、新品(未使用)に限ります。
4	リースやレンタルで購入したエアコンは対象となるか。	対象なりません。 本事業は、購入されたエアコン製品の所有権が申請者にあることが条件となります。 リースやレンタルのように、所有権が貸出業者等にあるものは補助の対象外です。

2. 申請条件に関すること

No.	質問	回答
1	補助対象家電を対象期間(令和7年4月1日～)より前に購入、設置完了した場合、補助の対象となるか。	対象になりません。 令和7年4月1日(火)～令和8年3月3日(火)の間に購入、設置したものが補助対象となります。 ※対象期間内であっても、補助申請額が予算に達し次第受付を終了します。
2	購入店舗の指定はあるか。	購入店舗の指定はありません。市外の店舗で購入した場合も補助の対象となります。 ただし、市内店舗で購入された場合は、通常の補助額に1万円が加算されます。
3	インターネットサイトで購入した家電は補助の対象となるか。	対象になります。 ただし、申請書の宛名が「世帯主本人」であり、かつ「補助対象経費の内訳」が確認できる領収書等が必要です。
4	購入した家電は、補助金の交付決定を受けるまで使用してはいけないのか。	補助金の交付申請前、交付決定前に関わらず、購入後すぐに使用して構いません。
5	事業所との兼用住宅であり、法人名義で家電を購入した場合、補助の対象となるか。	対象なりません。 個人の住居を対象とした補助事業のため、兼用住宅にあっては、住居部分への設置であり、かつ個人名義で購入された場合のみ補助の対象となります。
6	親と二世帯住宅に居住しているが、世帯を分けている場合の申請回数は。	二世帯住宅等の同じ住所に居住している場合で1つの住宅に対して、申請は1回となります。 なお同じ住所であっても、住宅が別であれば、どちらの世帯も1回ずつ申請することができます。
7	エアコンを1台廃棄して、新たにエアコンを3台購入する場合は補助の対象となるか。	対象になります。 ただし、補助の対象となるのは、1つの住宅に対して1台までとなります。
8	個人で購入し、設置場所が事業所の場合、補助の対象となるか。	対象なりません。 事業目的での購入は補助の対象外です。
9	申請回数に制限はあるか。	1世帯1回の申請に限ります。
10	甲州市外に居住しており、甲州市への転入を予定しているが、補助の対象となるか。	甲州市に転入後、受付期間内に省エネエアコンを購入、設置された場合は補助の対象になります。

3. 補助対象経費に関すること

No.	質問	回答
1	補助金の申請・請求額は、本体購入価格の(税込)と(税抜)のどちらになるか。	(税抜)になります。 消費税は補助対象経費に含まれません。
2	エアコンの取付工事費用は、補助の対象となるか。	対象となります。 ただし、補助の対象になるのは、標準取付工事費(税抜)のみで、追加工事分は対象外です。
3	販売店で値引きを受けた場合、補助対象経費はどのようになるか。	本体購入費(税抜)とは、値引き後の価格を指します。 このため、値引き後の支払額(税抜の本体購入費)が補助対象経費となります。
4	レシートの中に値引き額が記載されているが、複数の製品を購入したためどの製品に対する値引額なのかわからない。どのように申請すればいいか。	値引きの対象がわからない場合は、補助対象家電の本体購入費(税込)から値引き額を引いた額が補助対象経費となります。
5	販売店のポイントを使用した場合、補助対象経費はどのようになるか。	販売店で商品代金から値引きがあった場合(クーポン割引など)や販売店のポイント等を使用した場合は、値引きやポイント等の使用後の支払額(税抜の本体購入費)が補助対象経費となります。
6	購入に伴い付与されるポイントは、購入費用から減額されるのか。	支払金額に応じて付与されるポイントについては、考慮せず購入費用から減額しません。
7	電子マネーや商品券、割引券等で支払った場合、補助の対象経費となるか。	お支払い方法によって、対象になるものとならないものがあります。 「補助対象になる支払い」： 現金、クレジットカード、キャッシュレス決済(電子マネー、QRコード決済等) 「補助対象にならない支払い」： 商品券、割引券、店舗ポイント(ポイント利用分)など
8	電子マネーやQRコード決済のポイントで支払った場合、補助の対象となるか。	電子マネーやQRコード決済等のキャッシュレス決済のポイントでの支払いは対象になります。

4. 提出書類に関すること

No.	質問	回答
1	申請書類の様式はどこで入手できるか。	市のホームページからダウンロードできます。 ダウンロードができない場合は、以下の窓口で申請書を受け取ることができます。 ① 本庁舎1階 環境課 ② 勝沼支所 ③ 大和支所
2	申請書類の提出期限はいつか。	申請書類の提出期限は、令和8年3月3日(火) 【必着】です。 ただし、予算に達した時点で受付終了となります ので、あらかじめご了承下さい。
3	レシート(領収書)には、金額のほかにどのような情報が記載されている必要があるのか。	対象家電製品を購入したことを証明できる必要 があります。 購入日、購入店舗名、支払金額(内訳)が記載され ているものが有効となります。
4	レシートや領収書を紛失した場合、補助申請で きるか。	申請できません。 ただし、任意様式で「省エネエアコン販売証明書」 を、購入した販売店に記入して貰い、申請時に提 出が可能な場合は申請することができます。
5	メーカー保証書とはどのようなものか。	メーカー保証書とは、家電製品に添付されている 家電製品製造者が発行する保証書のことで、製 品名、製品型番、製品番号等が記載されているも のを指します。 メーカーによっては、取扱説明書の裏面等に記載 されているものがあります。
6	保証書の写しを添付する際は、販売店舗で発 行した保証書のみでいいのか。	家電製品製造者(メーカー)が発行した保証書を 提出して下さい。 家電製品製造者(メーカー)が発行する保証書 は、新品を購入したことの確認を兼ねております。
7	補助金の振込先について、申請者(世帯主)以 外の口座を指定できるか。	指定できません。 申請者(世帯主)本人名義の口座を指定してく ださい。

8	レシート(領収書)や保証書は原本を提出しなければならないのか。	写し(コピー)の提出をお願いします。 原本を提出いただいた場合、返却はいたしかねますのでご了承ください。
9	補助金の振込先として使える金融機関を教えてほしい。	原則、国内の金融機関であれば対応可能です。
10	申請書の提出方法はどのようなものがあるか。	補助申請は、以下2つの方法がございます。 ① インターネットでの申請する場合 ◆電子申請 (やまなしくらしねっと電子申請サービスから) ② 申請書類を直接市役所まで持参、郵送 ◆提出場所 (1)本庁舎 1階 3番窓口 環境課 (2)勝沼支所 (3)大和支所 受付時間:月曜～金曜 8時30分～17時15分 ◆申請書類を郵送していただく場合 送付先:〒404-8501 甲州市塩山上於曽1085番地1 甲州市役所 環境課 環境対策担当 宛
11	申請書類に消せるボールペンは使用できるか。	使用できません。 申請書を手書きで作成される場合は、必ず消えない黒色ボールペンで記入してください。
12	申請書類を書き間違えたがどのように訂正すればいいか。	本補助金の申請書は、申請者(世帯主)の方からの補助金請求書としての機能も兼ねており、修正液・訂正印等を使用した場合無効となります。 書き損じてしまった場合は、お手数でも新たな申請書に書き直していただきますようお願いします。
13	世帯主が申請するが、領収書の宛名が家族(世帯員)の名前になっていても大丈夫か。	住民票等で同一世帯であることが確認できれば、申請可能です。ただし、補助金の振込先口座については、申請者(世帯主)本人名義の口座に限ります。